

## 農地転用許可を受けた農地は 固定資産税の税額が変わる場合があります！

固定資産税（土地）の税額は、毎年1月1日（賦課期日）における現況に基づいて評価し算出されます。

### ○農地転用許可を受けた農地について

実質的に宅地等としての潜在的価値を有していると判断します。そのため、例えば、賦課期日時点で、そのまま農地として耕作などされている場合でも『宅地等介在農地』として、宅地並みの課税をすることとされています。

農地転用許可手続き等を行った土地は、一般農地から別の課税地目へ変更となります。

#### 【主な例】

手続きの種類	手続き完了後の状態 (1月1日時点)	変更後の課税地目
農地転用許可	農地のまま	介在農地
農地転用許可/非農地証明	駐車場、造成中の土地、 資材置場、太陽光発電施設用地、 砂利・真砂土等採取場など	雑種地 ※1

※1 雑種地は、土地の位置、利用状況等を考慮し、附近の土地（宅地など）の価格に比準して評価を行います。

なお、税額の計算方法や、その他ご質問等ございましたら、お手数をおかけしますが下記までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

#### 【お問い合わせ先】

〒680-8571 鳥取市幸町71番地  
鳥取市役所本庁舎2階21番窓口  
固定資産税課土地係  
TEL(0857)30-8157